

議案第 8 号

杉並区景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区景観条例の一部を改正する条例

杉並区景観条例（平成 2 0 年杉並区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項に規定する景観形成重点地区における法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第 3 項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、当該景観形成重点地区ごとに定めることができる。

第 1 2 条中「第 8 条第 2 項第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

景観法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(景観計画)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する景観形成重点地区における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、当該景観形成重点地区ごとに定めることができる。</u></p> <p>(景観計画区域内における指導)</p> <p>第12条 区長は、景観計画において<u>法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。</u></p>	<p>(景観計画)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する景観形成重点地区における法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、当該景観形成重点地区ごとに定めることができる。</u></p> <p>(景観計画区域内における指導)</p> <p>第12条 区長は、景観計画において<u>法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。</u></p>